

KINTO Unlimited デジタルキー利用規約

KINTO Unlimited デジタルキー利用規約（以下、「本規約」といいます）は、KINTO 株式会社（以下、「KINTO」といいます）が提供する「KINTO Unlimited アップグレードサービス」のデジタルキー（以下、「Unlimited アップグレード」といいます）をご契約いただいたお客様に対して、トヨタ自動車株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「デジタルキー」のサービス（以下、「デジタルキー」といいます）の利用条件を定めるものです。

第1条 （本規約の適用）

本規約は、当社が提供する Unlimited アップグレード対象車両向けのデジタルキーをご利用になるお客様と当社との間のデジタルキーの利用に関する関係一切に適用されます。なお、Unlimited アップグレードにおけるデジタルキーのハードウェアの施工に関しては、KINTO の「KINTO Unlimited アップグレードサービス利用規約」が適用されます。

第2条 （定義）

本規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。

- (1) デジタルキー利用契約：「Unlimited アップグレード」をご契約いただいたお客様と当社との間で本規約に基づき成立するデジタルキーの利用に関する契約をいいます。
- (2) 契約者：当社との間でデジタルキー利用契約が成立した者をいいます。
- (3) リース契約：契約者と KINTO との間で KINTO ONE 利用規約に基づき成立する自動車リース契約をいいます。
- (4) 利用車両：契約者がリース契約に基づき KINTO からリースを受けた車両で、かつ、KINTO Unlimited アップグレードサービス利用規約およびデジタルキー利用契約に基づきデジタルキーを利用する車両として登録される車両をいいます。
- (5) 権限受領者：本規約の定めに従い契約者からデジタルキーの利用権限を付与された者をいいます（契約者自身を含みません）。
- (6) 契約者等：契約者および権限受領者を総称していいます。
- (7) アプリ：当社が提供するデジタルキーの利用に必要なスマートフォン用アプリケーション「デジタルキーアプリ」をいいます。
- (8) トヨタコネクティッド：トヨタコネクティッド株式会社をいいます。
- (9) 「T-Connect」とは、当社およびトヨタコネクティッドが提供する自動車向け情報通信サービス「T-Connect」をいいます。
- (10) T-Connect 基本契約：当社、トヨタコネクティッドおよびお客様との間で成立する T-Connect の基本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (11) 「TOYOTA アカウント」：当社が発行する認証アカウント「TOYOTA アカウント」をいいます。
- (12) 「T-Connect ID」とは、当社およびトヨタコネクティッドが T-Connect 基本契約の契約者を識別するために各契約者に対して割り当てる識別子をいいます。
- (13) 個人情報：個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定義する個人情報をいいます。

第3条 （デジタルキー利用契約の申込みおよび契約の成立）

1. デジタルキーをご利用になるお客様は、「KINTO Unlimited アップグレードサービス利用規約」に基づき Unlimited アップグレードの申込みを行うのと同時に、当社所定の方法に従い、デジタルキー利用契約の申込みを行うものとし、当社がこれを承諾したときにデジタルキー利用契約が成立します。
2. デジタルキーは、以下の要件をすべて満たす方が利用できます。

- (1) KINTO との間で Unlimited アップグレードの契約を締結し、当該契約が有効に存続していること。
 - (2) 当社およびトヨタコネクティッドとの間で T-Connect 基本契約を締結し、当該契約が有効に存続していること
(T-Connect のオプションサービスである「デジタルキー」の利用契約の締結は不要です)。
3. デジタルキーは、当社がデジタルキーを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。デジタルキー利用契約の申込みにあたっては、利用車両がデジタルキーを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。

第4条 (サービスの内容)

1. デジタルキーのサービス内容は、ご契約のサービスプランまたは搭載する車載機の種類によって異なります。詳細はこちら (https://toyota.jp/digital_key/index.html) からご確認ください。
2. デジタルキーのサービスは、契約者および権限受領者が利用できます。ただし、権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。

第5条 (利用条件および遵守事項)

1. デジタルキーを利用するためには、契約者等においてアプリを情報通信端末（当社指定の機種・OS のスマートフォンに限ります）にダウンロードすることが必要です。
2. 契約者等は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーを利用するために必要な車載機、通信機、その他の周辺機器および通信環境を整え、また、デジタルキーの利用（アプリのダウンロードを含みます）に係る通信費を負担するものとします。
3. 契約者等は、デジタルキーの取扱説明書およびアプリに記載の注意事項等に従ってデジタルキーを利用するものとします。
4. 当社は、契約者等が本条の定めに違反した場合またはそのおそれが生じた場合には、契約者等に通知することなく、デジタルキーのサービスの全部または一部の提供を停止することができます。

第6条 (利用権限の付与)

1. 契約者は、自己の責任と費用負担において、アプリを用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（権限受領者となる者）に対してデジタルキーのサービスの一部を利用することができる権限を付与することができます（以下、「デジタルキーのシェア」といいます）。デジタルキーのシェアを行った場合、アプリ内において、契約者はオーナー、権限受領者はシェアユーザーとそれぞれ表記されます。
2. 契約者は、アプリ内において所定の操作を行うことにより、権限受領者へのデジタルキーのシェアの範囲を制限し、またはデジタルキーのシェアを事後に取り消すことができます。
4. デジタルキーのシェア、制限および取り消しを行うには、契約者が、T-Connect 利用規約 (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/rules_tconnect.pdf) の定めに従い「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID との連携を行っていることが必要です。
5. 契約者は、権限受領者をして、本規約、T-Connect 利用規約およびその他の関連規程の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、権限受領者が行った行為については、契約者自らが行った行為とみなされ、契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。

第7条 (利用料)

デジタルキーの利用料は、利用車両のリース契約に基づくアップグレードリース料金に含まれますので、別途料金をお支払いいただく必要はありません。

第8条 (契約期間)

1. デジタルキー利用契約の契約期間は、利用車両のリース契約に定める契約期間に準じるものとします。
2. 契約者は、利用車両のリース契約期間中、当該利用車両についてデジタルキー利用契約のみの解約を求めることはできません。デジタルキー利用契約の解約を希望するときは、利用車両のリース契約自体を解約していただく必要があります。
3. 利用車両のリース契約が、解除、期間満了その他理由のいかんを問わず終了した場合には、デジタルキー利用契約もリース契約が終了した時点で当然に終了します。

第9条 (個人情報の取扱い)

1. 当社は、契約者等の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、車両情報および本サービスの利用履歴等)を、次の各号に定める利用目的の範囲内で利用します。
 - (1) デジタルキーの提供(デジタルキー利用契約の申込み・締結手続、利用車両とデジタルキー利用契約内容の連携、デジタルキーの発行・授受・管理・削除等)のため
 - (2) アプリにおけるデジタルキーに関する通知のため
 - (3) デジタルキーの問い合わせへの対応のため
 - (4) デジタルキーを含む当社の商品・サービス等の企画開発・品質向上・マーケティング分析のため
 - (5) デジタルキーの利用状況等に関する統計情報の作成・提供のため
 - (6) 契約者および権限受領者の契約同意履歴を管理するため
 - (7) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
2. 当社は、デジタルキーに関する業務を第三者に委託することがあります。当社は、委託先に個人情報を開示する場合、委託先における個人情報の安全な管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。
3. 当社は、個人情報の取扱いについて、本書に定めるほか、当社「個人情報に関する基本方針」(<https://global.toyota/jp/privacy-notice/>) および個人情報保護法その他関連法令の定めに従って、個人情報を取り扱うものとします。

第10条 (サービスの中断)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者等に対し事前に通知することなく、デジタルキーの一部または全部の提供を一時的に中断することがあります。

- (1) デジタルキーまたはそれに関連するシステム(T-Connectを含みますが、これに限られません。)の保守を、定期的にはまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等によりデジタルキーの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災または疫病の流行等の不可抗力によりデジタルキーの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議等によりデジタルキーの提供ができなくなった場合
- (5) 法令または管轄官公庁の要請に基づく場合
- (6) 通信サービスが停止した場合または車載機もしくは通信機の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合
- (7) その他運用上もしくは技術上 デジタルキーの提供の一時的な中断が必要な場合

第11条 (免責)

1. 当社は、デジタルキーの特定の目的への適合性、有用性、正確性及び完全性について何ら保証しません。
2. 契約者等は、デジタルキーを利用する場合でも、利用車両を運転する際には、電子キーを必ず携帯するものとし、デ

デジタルキーが作動せず、利用車両が使用できないことにより契約者等または第三者に損害が生じたとしても、当社はこれについて一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

3. 当社は、以下に定める事由により契約者等に損害が生じたとしても、これについて一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、第三者による不正アクセス又はコンピュータウィルスの混入等の不正行為が行われたこと
 - (2) 通信回線、システム又はサーバー等の障害による本サービス、本コンテンツの提供等の中断、遅滞、不能又はデータ消失等
 - (3) コンテンツ・情報等の誤記又は誤謬
4. 当社は、デジタルキーの利用に関し、契約者等と第三者との間で生じた紛争について、一切の責任を負いません。
5. アプリの使用端末又は当該端末のOSのバージョンアップの有無等によって、契約者等が利用できる各種機能の内容が異なる場合があります、当社は、契約者等に対してデジタルキーの全ての機能を利用可能であることを保証しません。

第12条 (損害賠償)

1. デジタルキーの利用に関して、当社の責めに帰すべき事由に起因して当社が契約者等に対して法的に損害賠償責任を負う場合、その損害賠償の範囲は、その原因を問わず、契約者等に直接かつ現実に発生した通常の損害に限られるものとし、逸失利益、間接的損害、派生的損害、又は特別損害について一切責任を負わないものとします。
2. 契約者等が本サービス及び個別サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、契約者等は自己の責任と負担をもって解決し、当社には一切の迷惑をかけるものとします。
3. 契約者等が本規約に反した行為、又は不正若しくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者等に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第13条 (本規約の変更)

1. 当社は、当社のサイト (https://toyota.jp/digital_key/rules.html) への掲載、アプリでの表示またはその他の当社が適切と認める方法により、変更後の本規約の内容および効力発生日を周知することにより、当該効力発生日をもって本規約の内容を変更することができるものとします。
2. 契約者等は、本規約の変更の効力発生日以降に本サービスを利用したときに、変更後の本規約に同意したものとみなされます。ただし、法令上利用者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で利用者の同意を得るものとします。

第14条 (準拠法・裁判管轄)

1. 本規約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。
2. 契約者等と当社との間で本規約またはデジタルキーの提供に関して生じた紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2024年6月26日施行